

一般社団法人日本受精着床学会 特任理事に関する内規

(特任理事)

第1条 本学会は、その業務を処理するため、特任理事若干名を置くことができる。

(役割)

第2条 特任理事は、本学会の目的達成及び円滑な運営のため、次に掲げる事項について理事会その他本学会からの求めに応じて助言及び指導を行う。

1. 学術及び研究に関する事項
2. 学会運営に関する事項
3. 将来構想及び中長期戦略に関する事項
4. 関係学術団体との連携に関する事項
5. その他理事会が必要と認める事項

(選任)

第3条

1. 特任理事は、本学会に特別の観点から貢献することが期待され、学術的又は社会的見識に優れた者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
2. 特任理事の定員は10名以内とする。

(任期)

第4条

1. 特任理事の任期は2年とする。
2. 再任を妨げない。
3. 任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会への出席)

第5条

1. 特任理事は、理事長又は理事会の要請により理事会その他の会議に出席することができる。
2. 特任理事は、出席した会議において意見を述べることができる。

(議決権)

第6条 特任理事は、法人法上の理事には該当せず、理事会における議決権その他法人運営上の執行権限を有しない。

(規程の改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

この内規は、理事会の承認の日から施行する。

以上